

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画に実施記載が求められている事業

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第60条の基本指針において、必須記載事項と任意記載事項が定められています。

①必須記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

②任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の公表

子ども・子育て支援法に基づき、本計画に具体的な実施計画を記載する事業は次のとおりです。

<p style="text-align: center;">こどものための教育・保育給付</p> <p style="background-color: #4caf50; color: white; padding: 2px;">施設型給付</p> <div style="background-color: #4caf50; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">幼稚園</div> <div style="background-color: #4caf50; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">認定こども園</div> <div style="background-color: #4caf50; color: white; padding: 2px;">保育園</div> <p style="background-color: #4caf50; color: white; padding: 2px; margin-top: 10px;">地域型保育給付</p> <div style="background-color: #4caf50; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">小規模保育</div> <div style="background-color: #4caf50; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">家庭的保育</div> <div style="background-color: #4caf50; color: white; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">居宅訪問型保育</div> <div style="background-color: #4caf50; color: white; padding: 2px;">事業所内保育</div>	<p style="text-align: center;">地域子ども・子育て支援事業</p> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(1) 利用者支援事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(2) 地域子育て支援拠点事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(3) 妊婦健康診査</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(4) 乳児家庭全戸訪問事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(5) -1 養育支援訪問事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(5) -2 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(6) 子育て短期支援事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(7) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(8) 一時預かり事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(9) 延長保育事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(10) 病児・病後児保育事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(11) 放課後児童健全育成事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(14) 子育て世帯訪問支援事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(15) 児童育成支援拠点事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(16) 親子関係形成支援事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(17) 乳児等通園支援事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">(18) 妊婦等包括相談支援事業</div> <div style="border: 1px solid #00a0e3; padding: 2px;">(19) 産後ケア事業</div>
--	---

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。認定区分には次の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、2号認定、3号認定を受けます。1号認定は、満3歳以上の保育を必要としないこどもです。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間	認定こども園（教育利用）・幼稚園※
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	認定こども園（保育利用）・保育園 小規模保育事業、家庭的保育事業

※施設型給付の対象となる施設として確認を受けた幼稚園

2 教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、那須塩原市全域を一つの区域として設定します。なお、実際の運用に当たっては、それぞれの地域バランスを考えたしながら、事業の展開を図っていきます。

3 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

（1）1号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5（2023）年4月1日の1号認定は737人となっています。
- ◆過去の実績に基づく認定割合に人口推計を乗じて算出しました。

確保の内容

- ◆今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

（単位：人）

1号 教育認定 3～5歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定及び教育ニーズの2号認定	604	554	499	461	432
②確保方策	特定教育・保育施設	833	833	833	833	833
②-①		229	279	334	372	401

(2) 2号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年4月1日の2号認定は1,791人となっています。
- ◆過去の実績に基づく認定割合に人口推計を乗じて算出しました。

確保の内容

- ◆今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

(単位：人)

2号 保育認定 3～5歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2号認定	1,631	1,575	1,498	1,460	1,448
②確保方策	特定教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	1,864	1,864	1,864	1,864	1,784
	特定地域型保育事業所					
②-①		233	289	366	404	336

(3) 3号認定の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年4月1日の3号認定は1,335人となっています。
- ◆過去の実績に基づく認定割合に人口推計を乗じて算出しました。

確保の内容

- ◆0歳児以外は、今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。
- ◆0歳児においても、現状で待機児童が発生していないことを踏まえると、既存施設の弾力的運用などで確保できる見込みですが、必要に応じて、1号認定・2号認定の定員を3号認定(0歳児)に変更するなどの対応により、必要な提供体制を確保します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

(単位：人)

3号 保育認定 0歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	3号認定	304	302	300	297	294
②確保 方策	特定教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	244	244	244	244	240
	特定地域型保育事業所	47	47	47	47	47
②-①		-13	-11	-9	-6	-7

(単位：人)

3号 保育認定 1歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	3号認定	443	438	433	429	425
②確保 方策	特定教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	457	457	457	457	439
	特定地域型保育事業所	47	47	47	47	47
②-①		61	66	71	75	61

(単位：人)

3号 保育認定 2歳		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	3号認定	521	519	517	515	514
②確保 方策	特定教育・保育施設 (地域型保育事業所を除く)	502	502	502	502	484
	特定地域型保育事業所	39	39	39	39	39
②-①		20	22	24	26	9

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設などや地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆「保育コンシェルジュ」として、特定型を本庁舎で実施、「子育てコンシェルジュ」として、基本型を西那須野庁舎及び子育てコミュニティ広場で実施しています。また、こども家庭センター（子育て相談課）において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を実施しています。

確保の内容

- ◆今後も上記4箇所継続して実施し、子育て家庭への相談や情報提供などを行っていきます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	4	4	4	4	4
確保方策	箇所	4	4	4	4	4
基本型	箇所	2	2	2	2	2
特定型	箇所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

※単位の「箇所」とは施設数のことです。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆市が設置や委託などを行っている地域子育て支援拠点や、教育・保育施設、地域で行っている子育てサロンについては、令和5(2023)年度の実績が計31箇所で年間の延べ利用人数は19,416人となっています。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

◆過去の実績に基づいた量の見込みを設定します。また、実施箇所についても実施頻度などにより見直しを行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	22,202	21,526	20,839	20,031	19,404
確保方策	箇所	22	22	22	22	22
	地域子育て支援拠点事業	9	9	9	9	9
	その他	13	13	13	13	13

※単位の「人回」とは1回当たりの利用者数×利用回数（延べ回数）、「箇所」とは施設数のことです。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆令和5（2023）年度の実績は妊娠届出数602件に対し、受診延人数は7,180人でした。

確保の内容

◆過去実績に基づき、人口推計による出生数と転入者などによる影響を考慮して人数を算出し、妊婦1人当たりの健診回数を過去の平均から12回として設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	532	516	499	480	465
	健診回数	6,384	6,192	5,988	5,760	5,580
確保方策	実施場所：国内の病院、診療所、助産所（うち市内実施場所 5施設） 費用助成検診回数：14回 検査項目：①体重、血圧、尿、超音波など（1～14回） ②貧血、血糖、感染症など（適時） 実施時期：通年実施					

※単位の「人」は実人数のことです。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2～3か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆令和5(2023)年度の実績は、対象者621人に対して608人(97.9%)の訪問を実施しています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去実績に基づき、各年の0歳児の人口推計により設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	562	525	513	498	477
確保方策		実施体制：15人 実施機関：子育て相談課				

※単位の「人」は実人数のことです。

(5)-1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

◆令和5(2023)年度の実績は、実訪問件数632件、延べ訪問件数1,493件となっています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去5年間の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	621	608	594	578	566
	人日	1,341	1,322	1,303	1,281	1,263
確保方策		実施体制：29人 中核機関：子育て相談課 実施機関：子育て相談課				

(5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

専門性強化に向けた研修会・講習会の開催や、連携強化に向けた情報共有・情報収集などを迅速に行うための取組など、より効果的な事業実施について総合的に検討します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童などについて、児童養護施設などで短期間預かる事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和5（2023）年度の実績は市内3箇所及び市外1箇所で実施（ショートステイ事業）し、年間の延べ利用件数は306件となっています。（トワイライトステイ事業は未実施）
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績から量の見込みを設定いたします。また、トワイライトステイは今後の社会情勢やニーズを考慮しながら、今後の事業実施について検討します。

ショートステイ事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	310	310	310	310	310
確保方策	人日	310	310	310	310	310
	箇所	4	4	4	4	4

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

トワイライトステイ事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	-	-	-	-	-
確保方策	人日	-	-	-	-	-
	箇所	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を利用会員、児童の預かりなどの援助を行うことを希望する者をサポート会員とし、利用会員とサポート会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和5(2023)年度末の会員数の内訳は、利用会員が289人、サポート会員が82人、両方会員が25人で、令和5(2023)年度の年間の活動件数が2,004件です。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆実績より会員数や利用実績の伸び率を勘案して量の見込みを設定します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	2,244	2,176	2,106	2,025	1,961
確保 方 策	病児・緊急対応強化事業	人日	-	-	-	-	-
	病児・緊急対応強化事業を除く	人日	1,055	1,023	990	952	922
	就学後	人日	1,189	1,153	1,116	1,073	1,039
	施設数	箇所	1	1	1	1	1

※単位の「人日」とは1日の利用者数×利用日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、教育・保育施設、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園などにおける在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年度の認定こども園や幼稚園の在園児に対する預かり保育の年間の延べ利用件数は18,214件となっています。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定による利用	人日	18,000	17,452	16,895	16,240	15,732
	2号認定による利用	人日	-	-	-	-	-
確保方策	在園児対象型	人日	18,000	17,452	16,895	16,240	15,732
		箇所	9	9	9	9	9

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5（2023）年度に保育園などで実施している一時保育及びファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は年間の延べ利用3,270件（保育園など2,328件、ファミリー・サポート・センター942件）となっております。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人日	2,695	2,810	2,937	3,074	3,234
確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	人日	1,640	1,787	1,947	2,122	2,312
		箇所	8	8	8	8	8
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化型事業を除く）	人日	1,055	1,023	990	952	922
		箇所	1	1	1	1	1
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	人日	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

（9）延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、教育・保育施設で保育を実施する事業です。

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5（2023）年度の実績は年間の実利用人数が416人となっています。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

◆過去の実績より量の見込みを設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	420	411	398	392	389
確保方策	人	420	411	398	392	389
	箇所	20	20	20	20	20

※単位の「人」は実人数、「箇所」とは施設数のことです。

(10) 病児・病後児保育事業

病院、教育・保育施設などに付設された専用スペースなどにおいて、病気の児童を看護師などが一時的に保育を行う事業です。

量の見込みの算出根拠（実績等）

- ◆令和5(2023)年度の実績は、病児保育を1箇所、病後児保育を1箇所で実施し、2箇所合計の年間の延べ利用件数は436件となっています。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

◆過去の実績より量の見込みを設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	376	368	357	351	348
確保方策	人日	376	368	357	351	348
	箇所	3	3	3	3	3
病児・病後児対応型	人日	376	368	357	351	348
	箇所	3	3	3	3	3
体調不良児対応型	人日	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）	人日	-	-	-	-	-
	箇所	-	-	-	-	-
（再掲）子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）	人日	-	-	-	-	-
	箇所	-	-	-	-	-

※単位の「人日」とは1日当たりの利用者数×開設日（延べ人数）、「箇所」とは施設数のことです。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年5月1日現在の入所児童数は、低学年で1,595人(公設938人・民設657人)です。高学年の入所児童数は1,008人(公設641人・民設367人)です。
- ◆過去実績に基づき、人口推計を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆過去の実績より量の見込みを設定します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	低学年	人	1,632	1,612	1,591	1,559	1,539	
	高学年		1,098	1,114	1,128	1,135	1,150	
量の見込み合計		人	2,730	2,726	2,719	2,694	2,689	
確保方策	公設	低学年	人	895	895	895	895	895
		高学年	人	555	555	555	555	555
	民設	低学年	人	641	641	641	641	641
		高学年	人	398	398	398	398	398
	確保方策合計		人	2,489	2,489	2,489	2,489	2,489

※単位の「人」は実人数のことです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

量の見込みの算出根拠(実績等)

- ◆給食費(副材料費)の量について令和4(2022)年10月から市内の補助対象となる施設がなくなったことから実績はありません。令和元(2019)年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園や幼稚園での給食費(副材料費)の補助を実施しています。その他の教材費や行事などにおける補助についても実績はありません。

確保の内容

◆給食費については過去の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。教材費・行事費などについては過去の実績はありませんが、申請があった場合に備えて量の見込みを調整します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施計画	給食費（副材料費）	人	0	0	0	0	0
	教材費 ・行事費など (給食費以外)	1号認定	人	0	0	0	0
		2号認定	人	0	0	0	0
		3号認定	人	0	0	0	0

※単位の「人」は実人数のことです。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立の認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育などの提供体制を促進する事業です。

量の見込みの算出根拠

◆令和5(2023)年度の実績については、地域型保育事業への巡回支援を行っています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。

新規参入施設等への巡回支援事業	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施計画	箇所	8	8	8	8	8

※単位の「箇所」とは施設数のことです。

認定こども園特別支援教育・保育経費	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施計画	人	0	0	0	0	0

※単位の「人」は実人数のことです。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育てなどに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込みの算出根拠

◆令和6(2024)年度より実施しています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

量の見込みの算出根拠

◆令和6(2024)年度に実施している要支援児童放課後応援事業の実績に基づき算出しています。

確保の内容

◆要支援児童放課後応援事業を令和7(2025)年度まで実施し、令和8(2026)年度からは児童育成支援拠点事業に引き継いで実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	0	2	2	2	2
確保方策	箇所	0	2	2	2	2

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

量の見込みの算出根拠

◆令和6(2024)年度より実施しています。

確保の内容

◆計画期間中の量の見込みは、過去の実績に基づき、人口推計を考慮して設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	10	10	10	10	10
確保方策	人/年	10	10	10	10	10

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

「乳児等通園支援事業」は、保育所などに通っていない0歳6か月～満3歳未満児が保護者の就労要件を問わず保育所などで保育を受けられる制度です。令和8(2026)年度から実施されます。

量の見込みの算出根拠

◆対象となる未就学児に月上限時間を乗じ、一人1月当たりの受入れ可能時間数で除して算出しました。

確保の内容

◆教育・保育施設の定員（空き枠など）を活用して実施します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用定員	量の見込み	人日	0	26	27	27	27
	確保方策	人日	0	26	27	27	27

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と同時に妊婦・その配偶者などに対して面談などにより情報提供や相談など（伴走型相談支援）を行います。

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年度の実績については、「国の出産・子育て応援給付金」における伴走型相談支援として、妊婦652人に2回、産婦635人に1回、合計1,939回の面談を行っています。
- ◆令和7(2025)年度から「妊婦等包括相談支援事業」として実施します。
- ◆妊娠届出数に1組当たりの面談回数の3回を乗じて算出しています。

確保の内容

- ◆妊娠届出時、妊娠後期相談時、乳児家庭全戸訪問時に面談を実施します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数(人)	532	516	499	480	465
		1組当たり面談回数(回)	3	3	3	3	3
		面談実施合計回数(回)	1,596	1,548	1,497	1,440	1,395
確保方策(こども家庭センター)	妊婦等包括相談支援事業	回	1,596	1,548	1,497	1,440	1,395

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を実施します。

量の見込みの算出根拠

- ◆令和5(2023)年度の実績については、産後ケア利用実人数134人、産後ケア利用日数369日となっています。
- ◆過去実績に基づき、妊娠届出件数を考慮して算出しました。

確保の内容

- ◆「宿泊型」「通所型」「居宅訪問型」を委託医療機関などで実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	693	729	765	804	843
確保方策	人日	693	729	765	804	843

5 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、本市でも平成27(2015)年より幼稚園から認定こども園への移行が進み、また、新規の認定こども園が開園するなど普及が進んできました。

今後も教育・保育ニーズや設置者の意向、施設・設備などの状況や国及び県による財政支援の活用などを総合的に勘案しながら、取組を進めていきます。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、幼稚園教諭や保育士などの合同研修会の実施を平成27(2015)年度より実施してきましたが、今後も継続して実施し、教育・保育における共通理解を深め、こどもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業を行っていきます。

(3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業などを提供している関係機関、関係団体などとの連絡・調整、連携、協働の体制を今後も整えていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元(2019)年10月より開始した幼児教育・保育の無償化の実施において、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定※」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されています。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、公平かつ適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設などと連携し必要な情報提供を行うとともに、立入調査や是正指導などが必要となった場合には県に協力を要請するなど、適切な方法により給付を行っていきます。

※子ども・子育て支援法第30条の4に定められる幼児教育・保育の無償化に伴い新設された認定区分。

7 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

◆児童虐待防止対策の充実

これまで児童虐待防止のための各種対策に取り組んできたところですが、依然としてこども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

本市においても子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況などを踏まえ、改めて県が行う施策との連携に関する本市の方針を示した上で、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化などを行っていきます。

(1) 関係機関との連携及び相談支援体制の強化

地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を図るとともに、虐待相談対応における組織的な対応及び適切なアセスメントを確保するため、心理的側面をはじめとした様々な専門的知見を蓄積していくための組織としての能力の向上や、各種研修会、セミナーへの参加などを通じた相談支援体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護、専門的な判定などの児童相談所の専門性や権限を要する場合には適切に援助を求めるなど、より効果的な連携強化を図ります。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応など

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導などの母子保健事業などを通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、課題やニーズに応じた適切な支援につなげます。

また、教育・保育施設、医療機関、民間団体などと効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

こども・子育て支援の推進に当たっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設などとの連携、市町の求めに応じて技術的助言などを行う児童家庭支援センターの活用など、社会的養護施策との連携を図ります。

また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発などにおける県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を図ります。